

令和2年度
堺市自転車駐車場整備等補助金
募集要領

受付及び問い合わせ先

堺市建設局自転車まちづくり部自転車企画推進課

TEL 072-228-7636

FAX 072-228-0220

E-mail jiki@city.sakai.lg.jp

I 補助金の概要

1. 目的

この補助金は、市内事業者に対して従業員通勤用自転車駐車場の整備に要する経費の一部を助成することにより自転車通勤者の利用環境を向上させ、新型コロナウイルス感染症対策、従業員の健康増進、低炭素社会の実現等に寄与する自転車通勤を促進することを目的としています。

2. 補助対象経費

補助対象経費は、以下の表に掲げる経費です。

補助対象経費	内 容
整備費	・舗装の整備費 ・排水施設の整備費 ・金網及び柵の整備費 ・照明器具の整備費 ・自転車用の屋根の整備費 ・自転車の駐車装置（ラック式等）の整備費（ただし、工事が伴うものに限る。） ・その他市長が必要と認める施設の整備費
土地賃借費	・自転車駐車場のために新規に借用した土地の賃借費

※土地賃借費は、自転車駐車場の整備を伴う場合に限り補助対象経費となります。

※自転車駐車場とそれ以外の施設とを併設する場合の土地賃借費は、自転車駐車場部分のみが補助対象経費となります。

※土地賃借費は、補助事業に着手した月から令和3年3月までが補助対象経費となります。日割り計算は行いません。

※補助対象経費は、自転車の収容台数1台あたり90,000円が限度額となります。

3. 補助金の額

補助率	補助限度額
補助対象経費の2/3	1事業所につき600万円

※自転車収容台数1台あたり上限額60,000円（基準単価）となります。

※1,000円未満の金額は切り捨てとなります。

※補助金額は、補助対象経費の3分の2または、基準単価に収容台数を乗じて得た額のいずれか少ない額となります。

4. 補助金の公募期間

令和2年10月1日（木）から

※今年度予算の募集枠に達し次第、受付終了となります。

5. 補助対象者

本市の区域内に事業所があり、従業員が2人以上である法人、個人事業主等のうち公的な機関に属さないもので、次に掲げる要件をすべて満たす者となります。

- (1) 市内事業者のうち市税の滞納のない者
- (2) 補助事業終了後に実施する調査等に協力できる者

6. 補助対象となる事業

次のすべての要件を備えている「自転車駐車場」の整備（新築、増築、増改築、改築）が対象となります。

- (1) 従業員の通勤に供するものであること。
- (2) 自転車駐車場の位置は、事業所内又は事業所の近隣（おおよそ 300m 圏内）であること。
- (3) 自転車収容台数は2台以上であること。
- (4) 整備後、継続して5年以上利用する見込みがあること。
- (5) 利用者の安全が確保されており、自転車を容易に駐車できるものであること。
- (6) 整備工事は、交付決定の通知以後に着手するものであること。
- (7) 整備工事は、令和3年3月31日までに完了するものであること。

II 申請方法

1. 申請書類

次の書類を補助事業に着手する予定日の4週間前までにご提出ください。

必要書類
(1) 堺市自転車駐車場整備等補助金交付申請書【様式第1号】
(2) 役員情報届出書【様式第1号の2】（法人の場合に限る。）
(3) 事業計画書【様式第2号】
(4) 収支予算書【様式第3号】
(5) 事業の概要を把握することができる書類（工事計画図 等）
(6) 納税状況調査同意書【様式第4号】

2. 申請書類の入手方法

申請書類【様式第1～4号】の様式は、堺市ホームページ（下記アドレス）からダウンロードできます。ダウンロードによる入手ができない場合は、お問い合わせください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/jitensha/hozyokin.html>



3. 申請に関する注意事項

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 堺市ホームページに掲載する「堺市自転車駐車場整備等補助金交付要綱」をご覧になられたうえで申請してください。
- (3) 申請書類に不備・不足がある場合は受理できません。その場合、再提出された時点での受付になりますのでご注意ください。

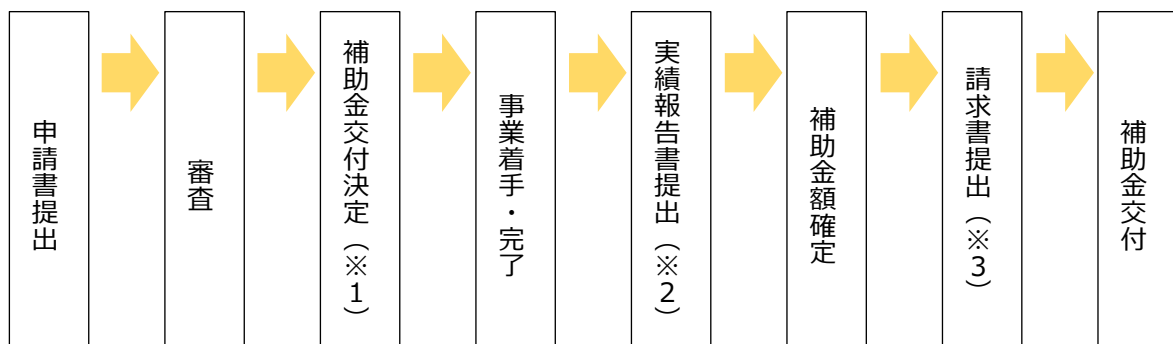
4. 申請手続き

必要書類を下記まで提出してください。（郵送での申請も可能です。）

〒590-0078
堺市堺区南瓦町3番1号 高層館20階
堺市 建設局 自転車まちづくり部 自転車企画推進課
堺市自転車駐車場整備等補助金担当 担当：豊島・橋本

Ⅲ 補助金交付までのスケジュール

1. 補助金の申請から交付までの基本的な流れは以下のとおりです。



(※1) 提出いただいた書類をもとに審査を経て交付決定されますが、審査の結果、不交付となる場合があります。

(※2) 堺市自転車駐車場整備等補助金事業実績報告書【様式第9号】に、次の関係書類を添えて、補助事業が完了した日、又は令和3年3月31日のいずれか早い日から起算して14日以内に提出してください。

必要書類
(1) 事業実施報告書【様式第10号】
(2) 収支決算書【様式第11号】
(3) 補助事業の完了が確認できる書類
(4) 補助対象事経費に係る支出を証する書類の写し
(5) 建築確認通知書の写し（ある場合に限る。）
(6) その他市長が必要と認める書類

(※3) 堺市自転車駐車場整備等補助金交付請求書【様式第13号】に堺市自転車駐車場整備等補助金確定通知書の写しを添えて、**補助金の額の確定通知を受けた日から起算して15日以内**に提出してください。

2. 報告書類等の入手方法

報告書類等の様式は、堺市ホームページ（下記アドレス）からダウンロードできます。

ダウンロードによる入手ができない場合は、お問い合わせください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/jitensha/hozyokin.html>



IV 注意事項

1. 支払の確認

実績報告において、領収証等の支払いが確認できる書類や補助事業を実施したことが確認できる書類、写真等を提出していただきますので、書類整備・保管が必要となります。

2. 補助金額の確定

補助事業が完了し、実績報告として提出された書類を審査のうえ、補助金交付額が確定します。補助金確定額は、実際に支払われた補助対象経費をもとに算出しますので、補助金交付決定額より減額となる場合があります。実際にお支払いする金額は、補助金確定額となります。

3. 事業実施経過の報告

補助事業の実施状況確認のため、補助事業者に対し、現地調査及び事業実施経過の聞き取りを行うことができるものとし、この場合において、補助事業者は調査及び聞き取り等にご協力をお願いします。

また、補助事業者は、事業の成果について、堺市が報道機関又は各種媒体等を通じ公表するなど、広く周知する場合には、ご協力をお願いします。

4. 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、堺市補助金交付規則 18 条に従い、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助対象期間中に補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (5) 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

5. 財産の処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得した財産を本市の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません（堺市補助金規則第 22 条）。ただし、当該財産の耐用年数として定めた期間を経過した場合はこの限りではありません。各取得財産の耐用年数は下記からご確認ください。

○国税庁 耐用年数表

<https://www.keisan.nta.go.jp/r1yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

V 問い合わせ先

堺市自転車駐車場整備等補助金の制度、申請手続き等に関するお問い合わせは、下記をお願いします。

堺市 建設局 自転車まちづくり部 自転車企画推進課 担当：豊島・橋本

TEL 072-228-7636 FAX 072-228-0220

E-mail jiki@city.sakai.lg.jp